

令和5年 6月 1日

保護者 様

大津市北大路中学校

気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の措置の一部改訂のお知らせ

大津市教育委員会が策定する「市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準（令和5年5月改定版）」に基づき、下記の通り策定しましたのでお知らせします。臨時休業を行う場合、原則、学校からの連絡はありません。校長の判断の措置を行う場合は、メール配信、ホームページでお知らせします。今回の改定により変更した個所は**斜体太字の所**です。

I 気象（暴風を含む警報、特別警報）

- 1 当日の午前7時の時点で、**県内に暴風を含む警報**または**大津市南部地域に特別警報**が発表されている場合、その日は**臨時休業**とします。以降、警報が解除された場合も家庭学習とします。
- 2 当日の午前7時以降で、登校中又は登校後に確実に暴風を含む警報または大津市南部地域に特別警報が発表されるおそれがある場合は、校長の判断により臨時休業とすることがあります。
- 3 当日の午前7時を基準とする前後の時間帯に、県内に暴風を含む警報または大津市南部地域に特別警報が発表されていない状態でも、以下のいずれかの状況が発生している場合は、校長の判断により、臨時休業又は始業時刻の繰り下げの措置を行うことがあります。
 - 大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが発表されている。
 - 土砂災害警戒情報が発表されている。
 - 避難情報が発表され、本校に避難所が開設されている。
 - 生徒の登校に影響する範囲の公共交通機関が運転を見合わせている。
 - その他、**大雨や大雪等の影響により、生徒の安全確保が難しい場合。**（…今回の追加）

II 地震

前日の生徒の完全下校時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は、該当の時刻）の地震の発生により、**大津市において震度5弱以上**を観測した場合は、その日は**臨時休業**とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実状に合わせて、校長の判断により平常どおりの授業を行うことがあります。

Ⅲ 武力攻撃事態等

前日の生徒の完全下校時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は、該当の時刻）に大津市国民保護計画による**武力攻撃事態等による警報**の伝達が、**大津市から市民に対してあった場合は**、その日は**臨時休業**とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実状に合わせて、校長の判断により平常どおりの授業を行うことがあります。

Ⅳ 登下校中の非常変災・危機等発生時

- 1 登下校中にいずれかの事態が生じた場合は、生徒はまず身の安全を確保し、状況に応じて**公園・学校等の避難場所**あるいは**自宅**に避難することにします。
- 2 登校後に、Ⅰの3、Ⅱ、Ⅲのいずれかの事態が生じた場合は、終業時刻を繰り上げて下校する等、状況に応じて対応します。

Ⅴ 熱中症予防

- 1 「暑さ指数(WBGT)」が**31度以上**の場合は、空調設備のある場所で活動します。
- 2 空調設備がない場所において、「暑さ指数(WBGT)」が**28度以上31度未満**の場合は、健康観察やこまめな水分補給を行い、激しい運動や体温が上昇しやすい活動は避けるようにします。

※ご家庭におかれましても、十分な水分の用意や、睡眠や朝食摂取等お子様の健康管理に努めていただき、熱中症予防にご留意くださいますようお願いいたします。

Ⅵ その他

- 1 土日や祝日の部活動や体験入学等も、同様に対応をします。
- 2 自宅が留守で鍵がかかっている家に入れられないなどの状況で困らないよう、非常の場合はどうするかということをご家庭で確認をお願いします。